

令和3年6月9日

保護者の皆様へ
(授業料対象)

沖縄県立陽明高等学校
校長 宮城 哲夫
(公印省略)

令和3年7月～令和4年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおり書類を提出してください。なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

また、平成31年4月から、個人番号（マイナンバー）を利用した情報照会ができるようになっております。個人番号を提出いただいた場合は、次回以降の申請が不要となります。

記

- 1 提出書類 就学支援金を申請しない場合（授業料納入）
確認書のみ提出
就学支援金を申請する場合
① 確認書
② 受給資格認定書（初回）収入状況届出書（2回目以降）__（様式1）
③ 個人番号カード（写）等貼付台紙
または、保護者（親権者）等の令和3年度課税証明書等（市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額の確認できるもの。ただし課税標準額×6%の合計額が304,200円未満の場合は、調整控除額の記載はなくても可）
令和3年1月1日時点で生活保護を受けている場合は、生活保護受給証明書でも可。
- 2 提出期限 令和3年6月21日（月）
- 3 提出先 陽明高校事務室 ※個人情報保護のため、専用の封筒に封をして提出して下さい。
平日8:30～17:00
- 4 留意事項
下記の場合は、授業料を納めていただくことになります。
(1) 正当な理由がなく提出期限までに書類の提出が無い
(2) 保護者（親権者）等の「令和3年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上である

<問い合わせ先> 陽明高校事務室 担当者 國吉 敦子 TEL:098-879-3062